

「シンジケート・ローンにおける電子記録債権の利用に関する検討（中間報告）」
の JSLA 会員向け公表にあたって

2007年6月に電子記録債権法が成立(2008年12月までに施行予定)し、「電子記録債権」という新しいタイプの金銭債権が創出されました。本制度は、指名債権や手形債権の欠点の克服を目指した譲渡性の高い債権といわれており、また、シンジケート・ローンのような複雑な内容の債権にも利用可能なのではないかと法案の検討段階から注目されてきました。

そこで、制度委員会では、電子記録債権WGを設置し、シンジケート・ローン取引への電子記録債権の活用を想定する場合、まず留意すべき主要な事項の検討を行って参りました。

現段階では政省令も未制定であり、本制度の本格稼働までにはいましばらくの時間がかかるものと考えられますが、シンジケート・ローンの新しい可能性の一つともなりうる本制度を具体的に検討する際の糸口を提供することを目的として、今回、本WGにおける検討の中間報告「シンジケート・ローンにおける電子記録債権の利用に関する検討（中間報告）」をJSLA会員の皆様に公表することにいたしました。

「中間報告」に含まれる法的論点については、別途、メモランダム「シンジケート・ローンにおける電子記録債権の利用について」を、森・濱田松本法律事務所の佐藤弁護士、武川弁護士及び岡谷弁護士に作成していただきました。また、同事務所の諸先生方のご助言をいただき、電子記録債権制度の概要をご紹介します趣旨で、WGのメンバーから寄せられた質問を中心とした別紙Q&Aを補足資料として作成しておりますので、併せてこれらもJSLA会員の皆様に公表いたします。

本WGといたしましても、引続き必要に応じて、制度動向をフォローしていきたいと考えております。今回公表する諸資料が、JSLA会員の皆様のシンジケート・ローンから見た電子記録債権制度についてのご理解の一助になれば幸いです。

2008年5月

制度委員会 電子記録債権WG

WGリーダー みずほコーポレート銀行

WGメンバー あおぞら銀行、住友信託銀行、損害保険ジャパン、
第一生命保険、農林中央金庫、野村證券、三井住友銀行、
みずほ銀行、三菱UFJ信託銀行、三菱東京UFJ銀行

(制度委員会)

委員長 みずほコーポレート銀行

委員 あおぞら銀行、オリックス、住友信託銀行、損害保険ジャパン、日興シティグループ証券、農林中央金庫、野村證券、三井住友銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、モルガン・スタンレー証券